

デイ・シイグループ 反贈収賄基本方針

1. 本方針は、2017年1月1日に制定された【太平洋セメントグループ 反贈収賄基本方針（ポリシー）】に準拠して、日本国不正競争防止法、米国連邦海外腐敗行為防止法（US Foreign Corrupt Practices Act）をはじめとする各国の贈賄防止に関する法規制を遵守し、贈収賄に関する行為を未然に防止して、腐敗の防止及び公正な事業活動の確立及び維持に資することを目的とする。
2. 株式会社デイ・シイ（以下、「当社」という。）及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の全ての役員及び従業員は、その業務において、直接及び間接を問わず、公務員（外国公務員又は政府系企業の役職員を含む。）に対して、国内外の諸法令に違反する賄賂の申し込み、支払い、又はその約束を行ってはならない。
3. 当社及び当社グループの全ての役員及び従業員は、業務を行うにおいて、賄賂を要求されたとしても、法令遵守を貫いて贈賄を拒絶しなければならない。
4. 当社及び当社グループは、適切な内部統制システムに基づき、会計帳簿を事実即して正確に記録し、支払記録を適切に保管するものとする。
5. 当社及び当社グループは、本方針並びにデイ・シイグループ贈収賄防止基本規程を遵守するために、組織体制の構築、教育の実施等の体制整備等を適宜実施し、継続的に実効性を高めていく。

以 上